

# 収支報告書のオンライン提出のご案内

## はじめてみませんか？ オンラインで提出

政治資金収支報告書は、政治資金オンラインシステムを利用して、インターネット上で提出ができます。

### メリット1 時間帯にとらわれず収支報告書の提出が可能

#### 紙による提出だと・・・



○各都道府県選挙管理委員会の受付時間は決まっており、収支報告書の提出に際して、あらかじめ都合を合わせる必要があります。

#### オンラインによる提出だと・・・



○24時間・365日、平日・休日問わず受け付けていますので、ご都合のよい時間に提出ができます。

**時間の有効活用が可能に！**

## メリット2 窓口までの移動時間、待ち時間などが不要に

### 紙による提出だと・・・



- 各都道府県選挙管理委員会の窓口までの移動時間が必要になります。
- 受付終了までの待ち時間が必要となる場合もあります。  
(収支報告書の提出期限近くになると、窓口の混雑のため、かなりの待ち時間を要することもあります。)
- 収支報告書に不備がある場合、訂正のため、再度窓口に出向く必要があります。



### オンラインによる提出だと・・・



- 提出や訂正の際に窓口まで出向く必要がありません。
- 待ち時間も必要ありません。

**さらなる時間の有効活用が可能に！**

## メリット3 窓口までの移動に必要な交通費、紙代、印刷代等が不要に

### 紙による提出だと・・・



- 各都道府県選挙管理委員会の窓口までの移動に交通費等が必要になります。
- 収支報告書の提出に必要な用紙代や印刷代が必要になります。  
(記載事項が膨大な場合や寄附金控除のための書類も併せて提出する場合などでは、提出枚数も膨大なものとなるため、かなりの用紙代や印刷代が必要になります。)
- 収支報告書に不備がある場合、訂正のため、再度窓口に出向くための経費が必要になります。



### オンラインによる提出だと・・・



- 窓口までの移動に必要な経費はかかりません。
- 電子データの提出のため、用紙代等はこちらかかりません。  
(※) 領収書の写し等を別途郵送により提出する場合は必要となります。

**経費の削減が可能に！**

# オンラインによる提出のためには・・・

## ステップ1 オンラインシステムの利用申請

- 政治資金オンラインシステムのご利用に際し、まず、システムの利用申請をしていただく必要があります。
- 申請方法には、①電子申請による方法、②書面による方法の2つの方法があります。



### ① 電子申請による方法

#### ア 電子証明書等の準備

政治団体の代表者・会計責任者の方が、市区町村の窓口において、住民基本台帳カード又は個人番号カードを用いて公的個人認証サービスによる電子証明書を取得します。

#### イ PC環境の整備

利用申請に必要なパソコンとICカードリーダーを準備します。（インターネットに接続できる環境が必要です。）

#### ウ オンラインシステムのホームページ（HP）上から利用申請を実施

オンラインシステムのHPの利用申請画面に必要な事項を入力し、利用申請を行います。

### ② 書面による方法

#### ○総務省又は都道府県選挙管理委員会への利用申請書の提出

政治団体の代表者・会計責任者の方が、総務省又は都道府県選挙管理委員会に対して、窓口へ直接又は郵送により、利用申請書を提出します。

※提出先は、主たる事務所の所在地の都道府県選挙管理委員会（総務省届出団体の場合は総務省）となります。

※利用者の本人確認書類（運転免許証等）が必要です。

※代理人による申請も可能です。  
（利用者本人の委任状等が必要です。）

## ステップ2 初回ログイン用URLの送信とパスワードの郵送

○ステップ1の利用申請に基づいて、初回ログイン用のURLが登録されたメールアドレスに送信されるとともに、ログイン用パスワードが利用者の住所に別途郵送されます。



(電子申請による方法・書面による方法共通)

- 利用申請の際に登録していただくメールアドレスは、システムのユーザIDとして使用します。
- メールアドレスに送信された初回ログイン用URLから、ユーザID(メールアドレスと兼用)と別途郵送されるパスワードを入力し、オンラインシステムにログインします。

## ステップ3 オンラインシステムによる収支報告書の提出

- 政治資金オンラインシステムにより収支報告書を提出します。
- ※オンラインシステムによる収支報告書の提出に際しては、「会計帳簿・収支報告書作成ソフト」又は「収支報告書作成ソフト(単独用)」により作成された電子データをそのままシステム上で提出することになります。

☆収支報告書のオンライン提出の方法は、別紙「政治資金収支報告書のオンライン提出方法」をご参照ください。

## ○その他特に知っておいていただきたいこと

- ・ オンラインシステムの利用申請は、政治団体の届出先の総務省又は都道府県選挙管理委員会に対する利用申請書と本人確認書類の郵送により行うことができます。
- ・ 国会議員関係政治団体は、政治資金規正法第19条の15の規定により、収支報告書の提出をオンラインにより行うよう努めることとされています。
- ・ 政治資金オンラインシステムでは、収支報告書の提出の他に、政治団体設立届等各種届出もオンライン上で行うことができます。
- ・ 利用者区分（代表者／会計責任者）によって、ご利用が可能な手続きが異なります。

**くわしくは、政治資金オンラインシステムホームページをご覧ください。**  
(<https://kyoudou.soumu.go.jp/>)

ご利用時間、パソコン環境、収支報告書作成ソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、政治資金オンラインシステムに関する最新の情報についてお知らせしていますので、ご利用前にご確認ください。

検索



# 政治資金収支報告書のオンライン提出方法

政治資金収支報告書をオンライン提出していただくためには、「会計帳簿・収支報告書作成ソフト」又は「収支報告書作成ソフト（単独使用）」を政治資金オンラインシステムのサイトからダウンロードして収支報告書データを作成する必要があります。

## 1. ソフトのダウンロード

政治資金オンラインシステムにアクセスし、メインメニューの「ダウンロード」から右図画面へ。

### ソフトウェア

#### ● 収支報告書を作成するソフトウェア

##### 会計帳簿・収支報告書作成ソフトとは？

日々の会計データを入力することにより、電子データで会計帳簿を作成するとともに、それをもとに自動的に収支報告書等を作成できるソフトです。

また、補助簿機能をご利用いただくことで、会計帳簿の入力が簡素化できます。

補助簿機能など「会計帳簿・収支報告書作成ソフトの特色」については [こちらをクリック](#)

国会議員関係政治団体の収支報告の手引きについては [まとめてダウンロード](#)

ソフトウェア及び操作マニュアルは、こちらよりダウンロードしてください。

会計帳簿・収支報告書作成ソフト	<a href="#">&lt;操作マニュアル&gt;</a> <a href="#">&lt;データ入力早わかりガイド&gt;</a> <a href="#">&lt;利用フロー&gt;</a>
収支報告書作成ソフト（単独使用）	<a href="#">&lt;操作マニュアル&gt;</a> <a href="#">&lt;利用フロー&gt;</a>

動画マニュアルについては [こちらをクリック](#)

政治団体の区分ごとの収支報告書の明細の報告基準等については [こちらをクリック](#)

kaikei\_shuushi\_Ver4\_0.zip

①クリックしてダウンロード

②解凍して使用してください

③フォルダを開きます

④フォルダから出さずに使用してください

以下の点に注意してください！

- ・会計帳簿・収支報告書作成ソフトは圧縮フォルダ内(zip形式)では使用できませんので解凍して使用してください。(解凍は、右クリックメニューから「すべて展開」を選んでください)
- ・会計帳簿作成ソフトは、templatesフォルダと同一フォルダに必ず格納してください。
- ・会計帳簿作成ソフトから自動作成した収支報告書作成ソフトも同じフォルダへ入れてください。

## 2. オンライン提出

会計責任者の方は、政治資金オンラインシステムメインメニュー「ログイン」からログインしてください。

収支報告書に関する手続きの「届出画面へ」をクリックし、収支報告書データ登録からデータを登録してください。

※収支報告書以外にも、政治団体の設立届、異動届等の各種届出もオンライン申請が可能です。

### ① トップメニューから「収支報告書に関する手続き」の「届出画面へ」をクリックしてください。

#### 政治資金規正法に関する収支報告書の電子申請手続き

収支報告書に関する手続き

[届出画面へ](#)

収支報告書に関する手続き(収入及び支出がない場合はこちら)

[届出画面へ](#)

### ② 提出に必要なデータを登録します。

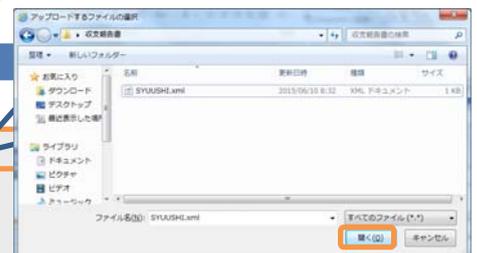
ソフトで作成された収支報告書データ(XML形式)

「添付書類署名」で電子署名を付与した政治資金監査報告書データ  
(国会議員関係政治団体のみ)

収支報告書データ登録

※は必須項目となりますので必ず入力してください

収支報告書※	<input type="text"/> 参照...
監査意見書 (政党本部又は政治資金団体のみ)	<input type="checkbox"/> 後日郵送 監査意見書は、内部監査人の電子署名が必要です。 電子署名の付与が行えない場合「後日郵送」をチェックし、後日、監査意見書を郵送してください。
政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体のみ)	<input type="checkbox"/> 後日郵送 政治資金監査報告書は、登録政治資金監査人の電子署名が必要です。 電子署名の付与が行えない場合「後日郵送」をチェックし、後日、政治資金監査報告書を郵送してください。
領収書等の写し	<input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 <input type="checkbox"/> 後日郵送 領収書等の写しの提出が必要で、オンライン提出が行えない場合「後日郵送」をチェックし、後日、領収書等の写しを郵送してください。



登録

戻る

TOP

HELP



### 旧バージョンソフトをご利用の方へ

旧バージョンソフトもオンライン提出に対応していますので、そのままデータ登録して提出可能です。

また、旧バージョンソフトのデータをVer4.0に取り込むことも可能です。(詳細は「操作マニュアル」を参照ください。)

## 政治資金オンラインシステムについてのお問い合わせ先

政治資金オンラインシステムについてご不明な点は下記連絡先にお問い合わせください。

### 政治資金ヘルプデスク

電話番号 : 03-5500-7022

受付時間 : 通常期間 平日 9時 ~ 17時  
例外期間 平日 9時 ~ 20時  
※1 3月末日の5営業日前~3月末日  
※2 5月末日の5営業日前~5月末日

メール : [seijishikinhelpdesk@soumu.go.jp](mailto:seijishikinhelpdesk@soumu.go.jp)  
(電子メールによる問合せは、いつでも可能)